

## 堺市南区自治連合協議会校区代表者会議(1月定例会)

### 〈案件〉

1. 大阪スマートシニアライフ事業について(大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室)
2. 堺市自治連合協議会案件
  - (1) 事業説明案件
    - ①ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画(案)のパブリックコメントの実施について  
(泉北ニューデザイン推進室)
    - ②令和3年度市民意識調査の実施について (政策企画部)
    - ③指定避難所におけるマンホールトイレ上屋の配備等について (危機管理室)
    - ④地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金について (市民生活部)
3. 水道工事、下水管の改築工事のお知らせについて(2件)
4. 「要配慮者に対する避難所運営実地訓練」の開催について
5. 事務局連絡
  - ①南区政策会議について
  - ②第1回泉北ニューデザイン推進委員会について(報告)
  - ③堺市戦略的公設防犯カメラについて
  - ④マイナンバーカード出張申請受付について
  - ⑤堺市総合防災センター先行予約について(1/11(火)～受付開始)
  - ⑥新型コロナワクチンの追加接種前倒しに関するポスター掲示について

# 堺市自治連合協議会 1月定例会

## 2. 堺市自治連合協議会案件

### (1) 事業説明案件

①ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）のパブリックコメントの実施について  
【広報さかい1月号掲載】 (泉北ニューデザイン推進室)

ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）のパブリックコメントを実施いたしますので、ご案内申しあげます。

#### 1. 意見の募集期間

令和3年12月22日（水）～令和4年1月21日（金）

#### 2. 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。

なお、口頭（電話等を含む。）では受け付けておりませんので、ご了承ください。

○電子メールの場合：sennisui@city.sakai.lg.jp

○郵送の場合：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所 泉北ニューデザイン推進室 事業推進担当あて

○窓口直接持参の場合：堺市役所 泉北ニューデザイン推進室

本庁（堺市役所高層館16階）又は、  
分室（南区茶山台1丁6番1号）

○ファックスの場合：072-228-6824

※本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォームからも提出いただけます。

#### 3. ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）の内容

- ・ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）【概要版】
- ・ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）

※ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）及び概要版は、市政情報センター（市役所高層館3階）、各区役所の市政情報コーナー、各図書館、泉北ニューデザイン推進室（本庁、分室）で閲覧及び無料配布します。

#### 4. その他

○提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する堺市の考え方を市ホームページ等で一定期間公表します。

- ・ご意見を提出された方の個人情報公表いたしません。
- ・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はいたしません。
- ・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。

問合せ・・・TEL 228-7530 泉北ニューデザイン推進室

②令和3年度市民意識調査の実施について

(政策企画部)

令和3年度市民意識調査を実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 実施目的

市民のみなさまの日常生活における意識や行動に関する考えを把握し、今後の市政運営に活かすために実施するもの。

2. 調査概要

①調査対象

堺市在住の18歳以上の市民10,000人(無作為抽出)

※区ごとかつ男女別の人口比率に応じて抽出

②調査スケジュール(予定)

令和3年12月 調査票の作成

令和4年1月中旬 調査票発送

令和4年1月下旬 調査票回収

令和4年3月頃 集計まとめ・公表

③調査方法

・郵送及びインターネット回答によるアンケート調査(無記名)

④調査項目

・堺のまちについて

・安全・安心について(防災・防犯・子育て・健康・介護等)

・都市魅力について(文化・観光・産業・環境等)

・転入・転出について

問合せ・・・Tel 228-7517 政策企画部計画推進担当

③指定避難所におけるマンホールトイレ上屋の配備等について

(危機管理室)

昨年度において指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策として実施した、市内全避難所への各種物品(非接触型体温計、マスク、段ボールベッド、ワンタッチパーテーションなど)の配備につきまして、皆様にご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。今般、更なる感染症拡大防止等、環境改善を図るため、マンホールトイレ5基のうち、3基(身体障害者用1基を含む)の上屋を、現在のテント式からパネル式へ更新するための補正予算が、令和3年第4回市議会(定例会)において成立しました。

今後は、更新に伴う必要な調整を行うとともに、避難所への納品のスケジュール等が決まれば、改めてご報告させていただきます。

校区代表者の皆様には、今後も引き続き、避難所の運営にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ・・・Tel 228-7605 防災課

④地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金について

(市民生活部)

地域におけるICTツール等の活用を促し、ポストコロナにおける新しい生活様式に対応したコミュニティ活動の活性化を図るため、補助事業を実施しますので、ご報告させていただきます。

なお、申請にあたっては事前に受付窓口である各区自治推進課にご相談くださいますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

○補助内容

- ・補助対象：校区自治連合会
- ・補助金額：1校区あたり30万円を上限に補助
- ・対象経費：地域会館等のWi-Fi環境整備に要する費用  
(地域会館がない場合は、校区自治連合会加盟の単位自治会が所有する集会施設)

	区分	補助対象経費	補助対象
1	工事関連経費	Wi-Fi環境整備に必要な経費	①回線工事 ②機器設置工事
2	機器関連経費	Wi-Fi環境整備に必要な経費	①モバイルWi-Fi、ルーター、無線LAN中継器、アクセスポイント等の設置に必要な次の経費 ・機器購入費 ・機器賃借料(月次の賃借料[初回のみ]) ②Wi-Fiの管理で必要となるパソコン、タブレット
3	通信サービス関連経費	通信サービスの提供を受けることに必要な経費	①契約事務手数料 ②月次のプロバイダー料、回線使用料等[初回のみ]

○対象期間 令和4年3月15日(火)まで ※申請は2月末日まで

○申し込み先 各区自治推進課

(堺区) TEL228-7082 (中区) TEL270-8154 (東区) TEL287-8122 (西区) TEL275-1902  
(南区) TEL290-1803 (北区) TEL258-6779 (美原区) TEL363-9312

問合せ・・・TEL228-7405 市民協働課

地戦第 1333 号  
令和 3 年 1 月 6 日

堺市南区自治連合協議会  
各校区（地区）代表者 様

大阪府スマートシティ戦略部  
戦略推進室長

大阪スマートシニアライフ事業の先行実施について（ご案内）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本府事業にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題の件について、大阪府では、堺市南区等を対象地域として、堺市と連携し、ICT になじみのない方にも安心して利用していただける高齢者向け支援サービスの提供をめざす大阪スマートシニアライフ事業に先行的に取り組みます。

つきましては、本事業にご協力いただける方を広報誌等にて 1 月下旬より募集したいと考えていますので、ご案内いたします。

**【問合せ先】**

大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室

（担当：真銅、和田、山田）

TEL (06) 6210-9092（直通）

FAX (06) 6210-9101（FAX）

令和4年1月6日

大阪府 スマートシティ戦略部

堺市南区自治連合協議会  
各校区（地区）代表者 様

## 大阪スマートシニアライフ事業について

### 事業の目的

1. 大阪府内の高齢者およびその家族を対象として、「高齢者にやさしいまちづくり」を念頭に、ICTになじみのない方にも安心して利用していただけるICT技術を中心とした高齢者向け支援サービスを提供
2. 持続可能な形で住民生活の質(QOL)向上を進めるために、**民間事業として収益を確保しながら社会課題に挑む仕組み（エコシステム）を構築し、あわせて、府の参画による公益性を維持担保する統制機能を通じて、資源再配分とデータの積極的活用を企図**
3. 運営主体として**公民一体の事業体を設立し、行政及び民間サービスを一元的で府域全体に提供する基盤（プラットフォーム）を構築・運用**

## スマートシニアライフ事業 今後の予定

大阪府では、当実証事業をご利用いただけたら約6か月間、専用端末（タブレット）を無料で貸し出し、タブレットなどの電子端末は馴染みがなくよくわからな  
い、高額な利用料金を請求されそうどこわいとお考えの皆さまにも、安心して、  
健康や見守りなどの各種サービスをご利用いただけたら実証事業を開始します。

令和4年2月下旬より、先行事業として、堺市南区、大阪狭山市の狭山ニュータウン、河内長野市の南花台にて1,000人の住民の方々にご参加いただき、実証を開始する予定です。（対象年齢は50歳以上を想定）  
（ただし、お買い物など個別のサービス利用には実費がかかります。）

専用端末（タブレット）の設定や操作等は、説明会を開催して丁寧に説明するとともに、ご利用の期間中は、専用のお問合せ電話窓口を設置します。

令和4年2月の「南区広報 みなみ」などに掲載し、住民の皆様に、参加を募集したいと考えていますので、ご案内させていただきます。

事務局：大阪府スマートシティ戦略部 戦略推進室 06-6210-9094

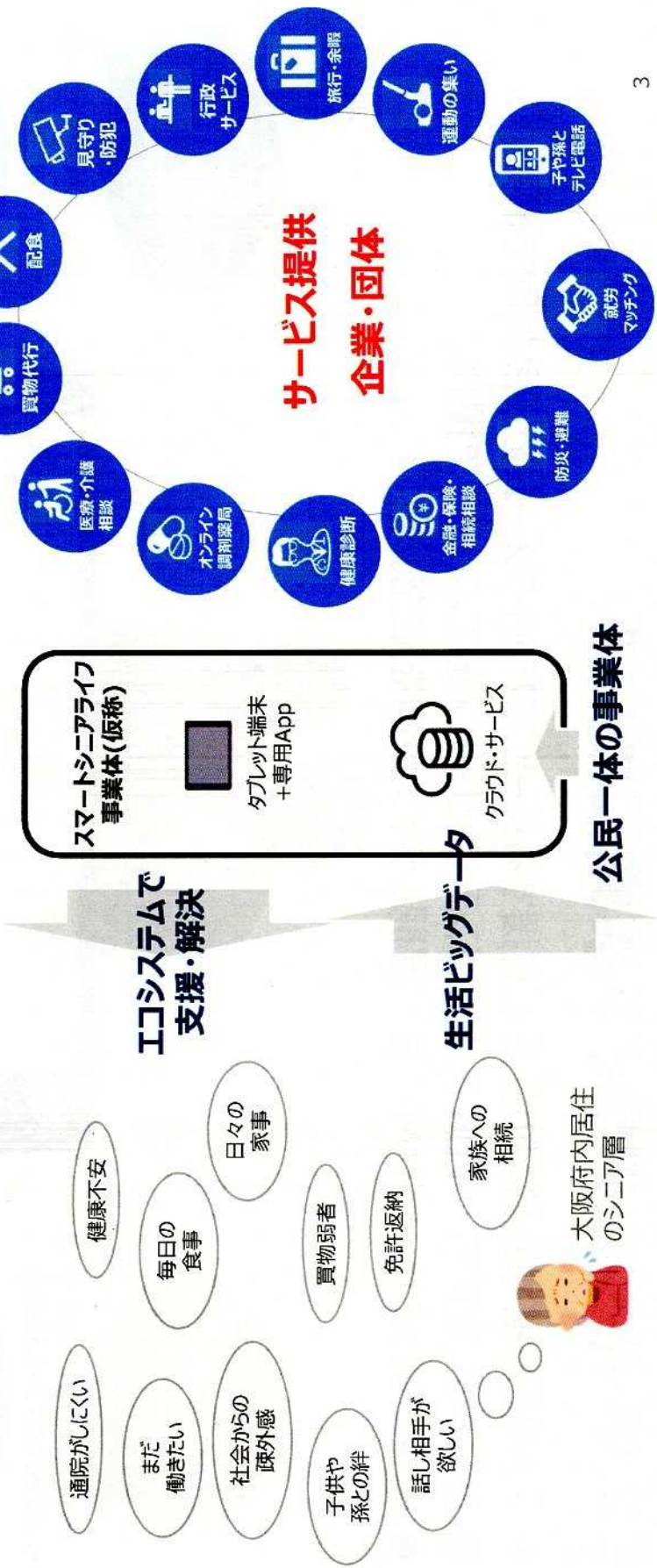
堺市 事業協力担当課：政策企画部 先進事業担当 072-228-7480  
ニューデザイン推進室スマートシティ担当 072-228-7530

# スマートシニアライフ事業について

## 事業骨子

高齢者生活支援のための異業種連携型の基盤（プラットフォーム）を構築

- 生活不活発病の削減による健康寿命延伸
- 生きがい(地域社会や家族とのつながり)提供
- 不自由なく暮らせる利便性あるサービス
- 健康支援による社会保障費(医療費・介護費)削減
- 経済効果に繋げる仕組み



# スマートシニアライフ事業について

- 異業種連携で高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを公民共同で構築。
- 使いやすい設計で、行政&民間オンラインサービスをワンストップで提供。
- 準備の整ったサービスから、順次展開しラインナップを拡充。



文化・教養  
エンタメ

介護予防・機能訓練カラオケ（リアル）  
※実証期間中のアプリ化を目指す

行政からの  
情報発信

堺市ホームページへの簡単アクセス

終活/  
エンディング  
サービス

デジタルエンディングノート

買い物  
支援

スーパーへの買物代行サービス

オンライン  
体操

オンライン運動指導サービス

健康管理

認知症早期検知サービス  
運動促進サービス



※サービス画面等は現時点のイメージですので、実際に提供するサービス・画面とは異なります。  
※サービスによっては一部の地域で提供エリア外となる場合がございます。



# スマートシニアライフ事業 実証事業について

## 実証事業の目的

- ・ICTになじみのない方々にデジタル端末に気軽に触れていただき、安心して民間事業者が提供する様々なサービスをご利用いただけるようサポートする。
- ・実証事業にご協力いただいた皆様の声やご利用状況を分析し、今後の事業展開に向けて住民のQOL向上につながるコンテンツを実装する。

## 実証事業の概要

- ・堺市南区、大阪狭山市狭山ニュータウン地区、河内長野市南花台地区の50歳以上の住民の皆様1,000名を対象として実施。
- ・実証事業にご参加いただく住民の皆様は無償でタブレットを最大6か月お貸出し。  
(通信料等は無料)
- ・初回説明会やフォローアップ説明会の開催、相談窓口（ヘルプデスク）の設置など、安心してご利用いただける体制を整備。

## スケジュール概要



# スマートシニアライフ事業

# 実証事業について

**Q1** スマートシニアライフ事業って何ですか？

**A1** スマートシニアライフ事業は、「いのち輝く未来社会」の実現を目指し、住民の生活の質（QoL）の向上のために、特に高齢者の皆様の課題をICTの活用により解決する事業です。デジタル端末等の活用になじみのない方にも、わかりやすく、安心して、健康や見守りなどのサービスを使っていたただくことをめざして、期間中、専用端末をお貸しして利用していただく実証プロジェクトです。

**Q2** 参加費用はかかりますか？

**A2** 実証事業にご参加いただく費用は掛かりません。参加いただく方に専用タブレットを無償でお貸出し、通信料も無料です。ただし買い物などの一部のサービスの利用については費用が掛かる場合があります。

**Q3** 実証事業の参加条件はありますか？

**A3** 実証事業対象エリアにお住まいの50歳以上の方であればご参加いただけます!!

**Q4** どんなサービスが使えるんですか？

**A4** 参画する企業との最終調整のため、具体的なサービス内容などはお伝え出来ず、申し訳ありませんが、健康や見守り、買い物支援などの便利なサービスを提供したいと考えています。また、サービスの種類は、実証期間中でも、順次増やしていきたいと考えています。

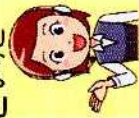
**Q5** タブレットはいつまで貸してもらえますか？

**A5** 貸出期間は6か月を予定しています。



**Q6** 使い方がわからない時はどうすればいいんですか？

**A6** お困りになった際にお気軽にお問い合わせいただける窓口を設置する予定です。



堺泉ニ推第 1473 号  
令和 4 年 1 月 6 日

堺市自治連合協議会  
校区代表者様

泉北ニューデザイン推進室長

ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）の  
パブリックコメントの実施について（依頼）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は、本市行政にご協力賜りありがとうございます。  
さて、別紙のとおりビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）のパブリック  
コメントを実施いたしますので、ご案内申し上げます。

（問合せ先） 泉北ニューデザイン推進室 事業推進担当  
（担当 居谷、下村）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
TEL (072) 228-7530 (直通)  
FAX (072) 228-6824

# ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画(案)に対するご意見を募集します

本市では、泉北ニュータウン地域の持続発展可能なまちにむけた効果的な施策を実施するため、ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画(案)をとりまとめましたので、パブリックコメント制度に基づき、この案に対する市民の皆さまのご意見を募集します。

## 1 意見の募集期間

令和3年12月22日(水)～令和4年1月21日(金)

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。

なお、口頭(電話等を含む。)では受け付けておりませんので、ご了承ください。

○電子メールの場合：sennisui@city.sakai.lg.jp

○郵送の場合：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所 泉北ニューデザイン推進室 事業推進担当あて

○窓口へ直接持参の場合：堺市役所 泉北ニューデザイン推進室

本庁(堺市役所高層館16階)又は、分室(南区茶山台1丁6番1号)

○ファックスの場合：072-228-6824

※本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォームからも提出いただけます。

## 3 ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画(案)の内容

- ・ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画(案)【概要版】
- ・ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画(案)

※ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画(案)及び概要版は、市政情報センター(市役所高層館3階)、各区役所の市政情報コーナー、各図書館、泉北ニューデザイン推進室(本庁、分室)で閲覧及び無料配布します。

## 4 その他

○提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する堺市の考え方を市ホームページ等で一定期間公表します。

- ・ご意見を提出された方の個人情報は公表いたしません。
- ・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はいたしません。
- ・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。

○単に賛否の結論だけを示したもののや、趣旨が不明瞭なもの等については、ご意見の概要や本市の考え方をお示しできませんので、ご了承ください。

○提出されたご意見のうち、個人や団体の利益を害するおそれのある情報については公表しません。

5 問い合わせ

泉北ニューデザイン推進室 (電話番号：072-228-7530)

# ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）概要版（1/2）

## ● 泉北ニュータウン・泉ヶ丘エリアの位置づけ

### 計画の背景

- 令和3年3月に策定した「堺市基本計画2025」においては、2025年度に達成すべきKPIとして「泉北ニュータウン全人口に対する39歳以下の人口割合（30.5%）」を掲げ、ビッグバンと泉ヶ丘公園を一体的に活用し、子どもが創造的に遊び、学び、愉しめる拠点を整備することにより、子育て環境の充実を図ることとしている。
- 同年2月に策定した「堺市SDGs未来都市計画（2021～2023）」においては、2030年のあるべき姿として、未来を担う子どもたちの成長を支え、多様性を認め合う、誰一人取り残さない社会の構築を推進することとしている。
- また同年5月、泉北ニュータウン地域が、将来にわたって「持続発展可能なまち」を築き、「SENBOKU New Design（センボク・ニュー・デザイン）」を策定。その一環としてビッグバン及び泉ヶ丘公園の一体活用に取り組みたいくもの。なお、同年4月に大阪府から、ビッグバン・後背地の無償譲渡及びビッグバン敷地の無償使用を受けている。

### ビッグバン・泉ヶ丘公園 一体運営の意義

- ビッグバンは、子どもと保護者で遊びと学びを一緒に体験できる施設で、年間約25万人が利用している。一方、泉ヶ丘公園は、駅からの徒歩圏内でありながら、緑豊かな広大な空間が最大の魅力である。
- ビッグバンでは「宇宙」をテーマに、本物の宇宙技術の紹介やJAXA等の宇宙関連団体と連携した取り組みを進め、泉ヶ丘公園では「地球環境」をテーマに自然環境や地形、百舌鳥古墳群に関する歴史の資源を活かした、フィールドワークや遊びの機会を提供する。
- 両者の強みを一体的に活かすことで、泉ヶ丘エリアに「新たな価値を創造し」、「子育て・子育て、宇宙技術体験・発信、SDGs・歴史文化の教育の拠点」としてエリアを先導する役割を担うことで、子どもが未来への希望を抱かせる運営をめざす。

## ビッグバン・泉ヶ丘公園の将来像

子どもが未来に向かい創造的に学び遊ぶ子育ての拠点に

### ビッグバン・泉ヶ丘公園のコンセプト

「宇宙」と「地球環境」をテーマに創造力をはじめ  
社会を生き抜く力を育み、そのエネルギーを周辺にも波及させる

#### 子どもたちが協働する

多様なプログラムにより、子どもたちが主体的に協働する場を提供

#### 市民とともに育む

地域の資源を活かした事業・活動を市民とともに育む

#### 子育てを実感できる

保護者が子育てを楽しむことができ、安心して子育てを実感できる場を創出

#### エリア全体で新たな魅力を創出

ビッグバンと公園、周辺施設が連携し、回遊を創出

## ● 整備運営方針

**ビッグバン**【堺市南区茶山台1丁目9-1（土地面積98,268㎡、建築面積6,530㎡、延床面積13,016㎡、地上5階、地下1階。交流広場、屋外冒険遊び場あり）】

### テーマ「宇宙」：宇宙を知り未来を創造する力を身につける

- 交流広場**
  - エリアをつなぐ
    - ・ 駅前周辺施設との連携によりビッグバンエリアの周遊性を強化
    - ・ 交流の場やイベントの企画運営により駅前の回遊性を促進
- 1階
  - 宇宙への旅にいざなう
    - ・ 無料コーナーとし宇宙に関連した物販を拡充する
    - ・ いつでも子どもや保護者が気軽に活用できるスペースの提案を民間事業者に求める

### 2階

- 豊かな発想力を育む
  - ・ 幼児が利用できるエリアや「ものづくりラボ」として、小学校高学年までが利用できる豊かな発想力をはくむ体験の場を提供
  - ・ 宇宙技術体験とおとせ、地球環境の大切さを知るプログラムを提供

### 3階

- 子ども主体で交流する
  - ・ 幼児から小学校中学年までの利用を想定
  - ・ 子どもたちの体力と積極的な行動力を養う場を提供
  - ・ 現在も人気の大型滑り台などを活用するとともに幼児も利用できる遊具等の新たなサービスを提供

### 4階

- 広い視点を身につける
  - ・ ワークショップ等の拡充に向けた設備整備、既存施設を活用した収益確保
  - ・ 宇宙をテーマにした展示コーナーの設置、シアターのリニューアル、屋外との接続デッキの改修等によりビッグバンと泉ヶ丘公園を一体的に活用し、宇宙・地球を学ぶ環境ワークショップ等のプログラムを提供

### 展望広場

- 積極的な行動力を養う
  - ・ ビッグバン（屋内）から泉ヶ丘公園（屋外）へといざなう
  - ・ 屋内ではできない実験や体験プログラムを提供

## 泉ヶ丘公園

【堺市南区茶山台1丁目地内（約5.5ha）、公園種別（地区公園）】

**テーマ「地球環境」** 自然の中で遊び、学び、社会を生き抜く力を身につける

公園全体の周遊が可能となる園路を整備する。これにより、周辺地域へのアクセス性も向上する

**冒険の森** ■ 地球を活かし遊びを創造する
 

- ・ 起伏や既存樹木を活用した遊具を整備し、普段体験できない自然の中での遊びや子どもが自由に体を動かせる場とする

**ふれあいの森** ■ 人と地球との共存を学ぶ
 

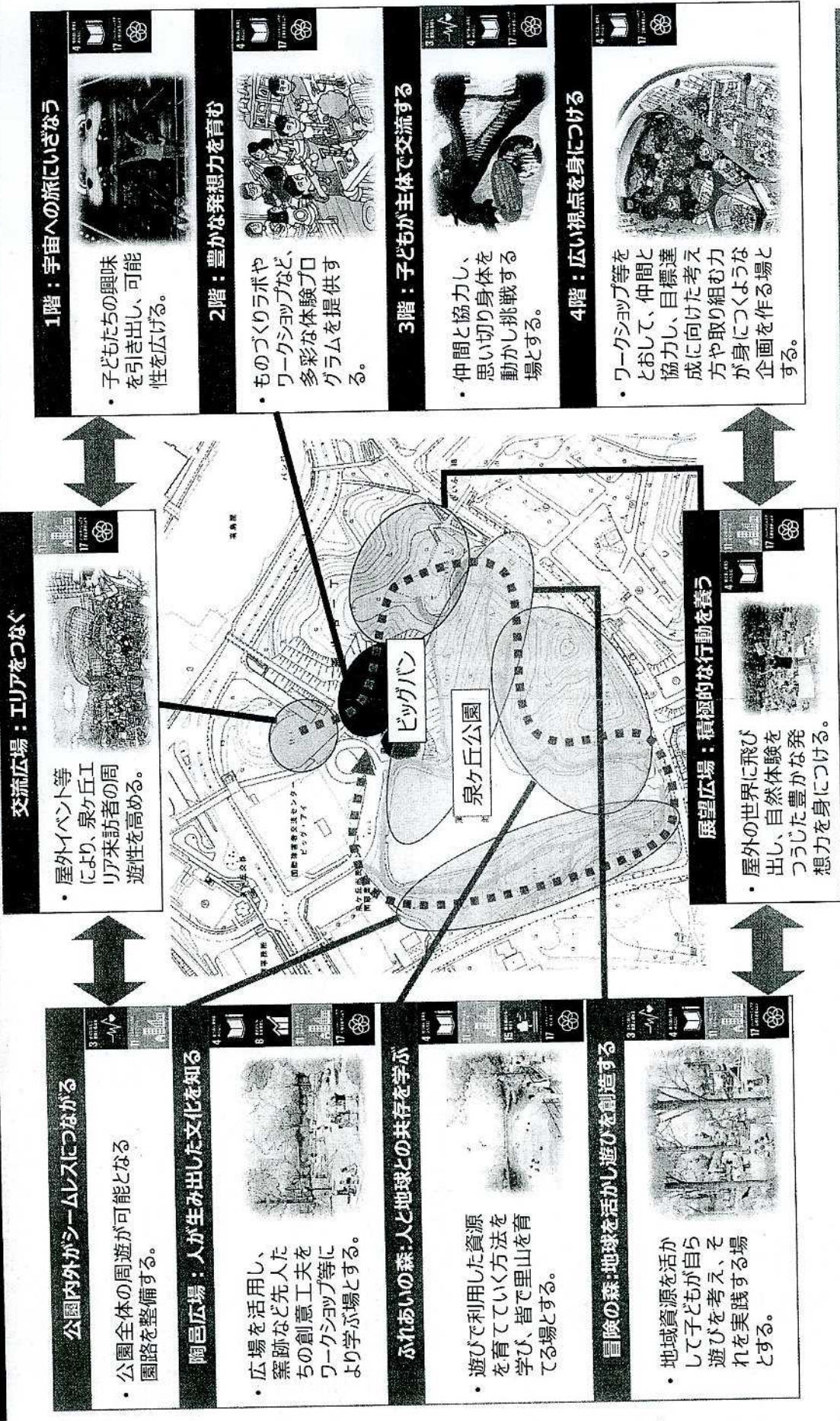
- ・ 里山の生態系を観察したり、里山管理の体験、自然の大切さや豊かさを体感することをおとせ、SDGsや環境保全を学ぶ場とする

**陶色広場** ■ 人が生み出した文化を知る
 

- ・ 来訪者が休んだり、子どもが遊具で遊べる空間とする
- ・ 窯跡という歴史の資源を継承する場とする

■ 運営にあたっては、「子育て」、「教育」、「環境」、「歴史文化」などについて、庁内関係部局や宇宙関連団体、大学等教育機関と連携し実施する。

# ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）概要版（2/2）



### 交流広場：エリアをつなぐ

屋外イベント等により、泉ヶ丘エリア来訪者の周遊性を高める。

### 1階：宇宙への旅にいざなう

子どもたちの興味を引き出し、可能性を広げる。

### 公園内外がシームレスにつながる

公園全体の周遊が可能となる園路を整備する。

### 2階：豊かな発想力を育む

ものづくりラボやワークショップなど、多彩な体験プログラムを提供する。

### 陶呂広場：人が生み出した文化を知る

広場を活用し、窯跡など先人たちの創意工夫をワークショップ等により学ぶ場とする。

### 3階：子どもが主体で交流する

仲間と協力し、思い切り身体を動かして挑戦する場とする。

### ふれあいの森：人と地球との共存を学ぶ

遊びで利用した資源を育てていく方法を学び、皆で里山を育てる場とする。

### 4階：広い視点を身につける

ワークショップ等として、仲間と協力し、目標達成に向けた考え方や取り組みが身につくような企画を作る場とする。

### 展望広場：積極的な行動を養う

屋外の世界に飛び出し、自然体験をつうじた豊かな発想力を身につける。

### 事業手法

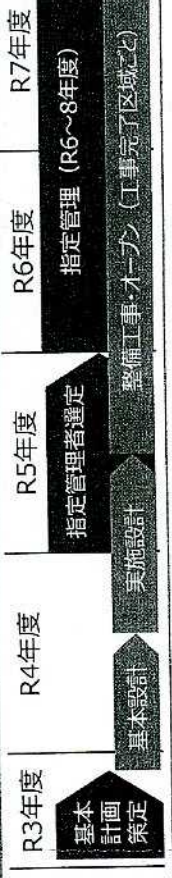
#### ビッグバン

- ・展示改修は市で実施
- ・運営は指定管理者制度を導入

#### 泉ヶ丘公園

- ・整備は市で実施
- ・運営は指定管理者制度を導入

### 事業スケジュール







堺企画第 1442 号  
令和 4 年 1 月 6 日

堺市自治連合協議会  
校区代表者様

堺市市長公室  
政策企画部長

令和 3 年度市民意識調査の実施について

皆様方には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、堺市政にご協力賜りありがとうございます。

さて、別添のとおり令和 3 年度市民意識調査を実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**【問合せ先】**

堺市 市長公室

政策企画部 計画推進担当

(担当：古田・澤野)

〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL : (072) 228-7517

FAX : (072) 222-9694

## 令和3年度市民意識調査について

### 1. 実施目的

市民のみなさまの日常生活における意識や行動に関する考えを把握し、今後の市政運営に活かすために実施するもの。

### 2. 調査概要

#### ①調査対象

堺市在住の18歳以上の市民10,000人（無作為抽出）

※区ごとかつ男女別の人口比率に応じて抽出

#### ②調査スケジュール（予定）

令和3年12月	調査票の作成
令和4年1月中旬	調査票発送
令和4年1月下旬	調査票回収
令和4年3月頃	集計まとめ・公表

#### ③調査方法

・郵送及びインターネット回答によるアンケート調査（無記名）

#### ④調査項目

- ・堺のまちについて
- ・安全・安心について（防災・防犯・子育て・健康・介護等）
- ・都市魅力について（文化・観光・産業・環境等）
- ・転入・転出について

堺市自治連合協議会  
校 区 代 表 者 様

堺市危機管理室長

指定避難所におけるマンホールトイレ上屋の配備等について（お知らせ）

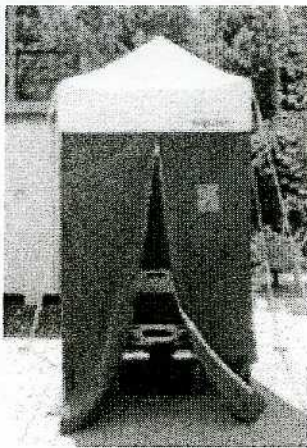
平素は、本市防災行政の推進にご理解とご協力賜り誠に有難うございます。

さて、昨年度において指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策として実施した、市内全避難所への各種物品（非接触型体温計、マスク、段ボールベッド、ワンタッチパーテーションなど）の配備につきまして、皆様にご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

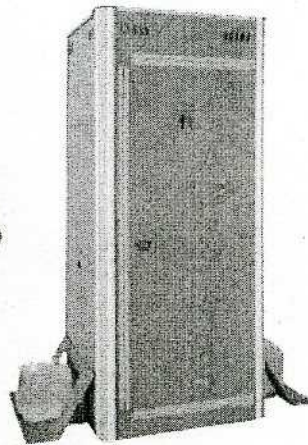
今般、更なる感染症拡大防止等、環境改善を図るため、マンホールトイレ 5 基のうち、3 基（身体障害者用 1 基を含む）の上屋を、現在のテント式からパネル式へ更新するための補正予算が、令和 3 年第 4 回市議会（定例会）において成立しました。

今後は、更新に伴う必要な調整を行うとともに、避難所への納品のスケジュール等が決まれば、改めてご報告させていただきます。

校区代表者の皆様には、今後も引き続き、避難所の運営にご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



現在のマンホールトイレ上屋  
(テント式)



更新イメージ  
(パネル式)

- ・折りたたみ式
- ・表面の清掃が容易
- ・軽量
- ・施錠可能

【連絡先】

危機管理室 防災課（担当 鈴鹿、中島）  
TEL (072) 228-7605（直通）  
FAX (072) 222-7339

堺市協第 1896 号  
令和 4 年 1 月 6 日

堺市自治連合協議会  
校 区 代 表 者 様

堺市市民人権局  
市 民 生 活 部 長

地域会館等への Wi-Fi 環境整備支援事業補助金について

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は、本市政へご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、地域における ICT ツール等の活用を促し、ポストコロナにおける新しい生活様式に対応したコミュニティ活動の活性化を図るため、別添資料のとおり補助事業を実施しますので、ご報告させていただきます。  
なお、申請にあたっては事前に受付窓口である各区自治推進課にご相談くださいますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

(問合せ先) 堺市 市民人権局 市民生活部 市民協働課 自治振興係  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
TEL (072) 228-7405 (直通)  
FAX (072) 228-0371

# 地域会館等への Wi-Fi 環境整備支援事業

本市では、地域における ICT ツール等の活用を促し、ポストコロナにおける新しい生活様式に対応したコミュニティ活動の活性化を図るため、次のとおり補助事業を実施します。

## ○補助内容

- ・補助対象：校区自治連合会
- ・補助金額：1 校区あたり 30 万円を上限に補助
- ・対象経費：地域会館等の Wi-Fi 環境整備に要する費用  
(地域会館がない場合は、校区自治連合会加盟の単位自治会が所有する集会施設)

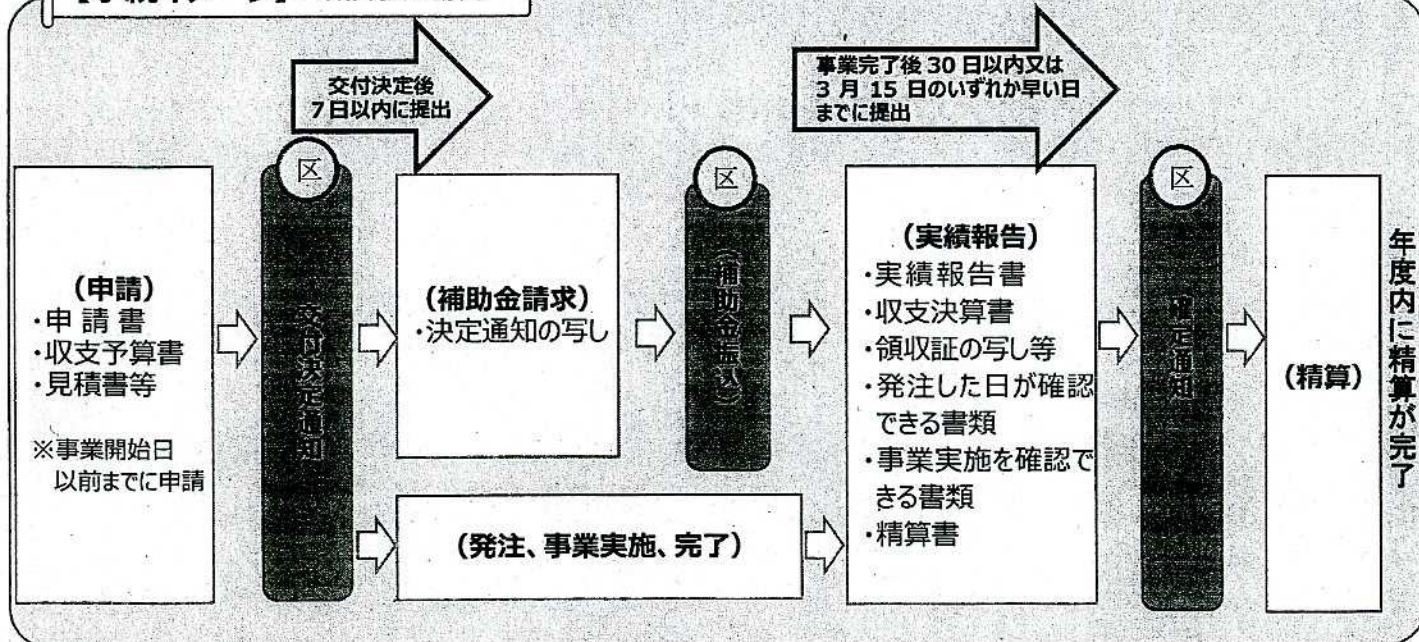
区分	補助対象経費	補助対象
1 工事関連経費	Wi-Fi 環境整備に必要な経費	①回線工事 ②機器設置工事
2 機器関連経費	Wi-Fi 環境整備に必要な経費	①モバイル Wi-Fi、ルーター、無線 LAN 中継器、アクセスポイント等の設置に必要な次の経費 ・機器等購入費 ・機器賃借料（月次の賃借料[初回のみ]） ②Wi-Fi の管理で必要となるパソコン、タブレット
3 通信サービス関連経費	通信サービスの提供を受けることに必要な経費	①契約事務手数料 ②月次のプロバイダー料、回線使用料等[初回のみ]

○対象期間 令和 4 年 3 月 1 5 日 (火) まで ※申請は 2 月末日まで

○申し込み先 各区自治推進課

(堺区) TEL228-7082 (中区) TEL270-8154 (東区) TEL287-8122 (西区) TEL275-1902  
(南区) TEL290-1803 (北区) TEL258-6779 (美原区) TEL363-9312

## 【手順イメージ】～概算払の場合～



# 堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金交付要綱

令和3年12月22日制定

## 1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

## 2 補助金の目的

補助金は、地域住民が利用する地域コミュニティの拠点施設である地域会館等へのWi-Fi環境整備を支援することにより、地域におけるICTツール等の活用を促し、ポストコロナにおける新しい生活様式に対応したコミュニティ活動の活性化を図ることを目的とする。

## 3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 4 補助事業等

- (1) 補助対象者は、校区内住民の自治会の連合組織である校区自治連合会とする。
- (2) 補助対象事業は、別表1に定める地域住民が利用する地域コミュニティの拠点施設へのWi-Fi環境整備支援事業とし、施行日から令和4年3月15日までに実施するものとする。
- (3) 補助対象経費は、地域住民が利用する地域コミュニティの拠点施設に対するWi-Fi環境の整備に係る費用で、別表2に定めるものとする。

## 5 補助金の額

補助金の額は、校区自治連合会につき30万円を上限とする。ただし、校区自治連合会に地域会館が2館存在する場合は、2館目に要する経費について、30万円を加算した額を上限とする。

## 6 補助金の交付の申請

- (1) 補助金の交付を申請しようとする者は、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、事業開始日以前までに区長に提出しなければならない。
- (2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。
  - ① 堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金役員情報届出書（様式第2号。法人の場合に限る。）
  - ② 堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金収支予算書（様式第3号）
  - ③ 業者から徴した見積書等の内容及び内訳が確認できる書類
  - ④ その他区長が必要と認める書類

## 7 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けること。
- (4) 既に堺市及び国・府・その他地方公共団体・各種財団法人等から補助金を受けている事業でないこと。
- (5) 規則の規定に従うこと。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく区長の処分違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

#### 8 補助金の交付決定の通知

区長は、補助金の交付を決定したときは、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助金の交付を申請した者(以下、「申請者」という。)に通知するものとする。

#### 9 補助金の変更交付の申請及び変更交付の決定

- (1) 申請者は、申請の内容を変更して、補助金の変更又は追加交付を受けようとする場合は、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金変更交付申請書(様式第5号)を提出しなければならない。
- (2) 変更交付申請に当たっては、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金変更収支予算書(様式第6号)のほか、内容の変更があったものについて添付しなければならない。
- (3) 区長は、9(1)による申請を受理した場合は、その内容を審査し、変更する必要があると認めるときは、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、補助金の変更交付申請をした者に変更交付決定の通知するものとする。

#### 10 交付申請の取下げ

申請者は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に交付の申請を取り下げることができる。

#### 11 経費配分の軽微な変更

規則第6条第1項第2号の市長が定める軽微な変更とは、2以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の1割以内で配分額の流用を行う場合とする。

#### 12 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金実績報告書(様式第8号)を補助事業が完了した日の翌日

から起算して30日を経過した日又は令和4年3月15日のいずれか早い日までに区長に提出しなければならない。

(2) 堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- ① 堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金収支決算書(様式第9号)
- ② 補助対象経費に係るすべての支払を証する書類又は請求書等請求内容のわかる書類の写し(請求書等の写しによるときは、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に支払領収書の写しを提出するものとする。)
- ③ 発注した日が確認できる書類
- ④ 事業を実施した事実が確認できる書類
- ⑤ その他区長が必要と認める書類

### 1.3 補助金の額の確定通知

区長は、補助金の額の確定を行ったときは、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

### 1.4 補助金の交付

- (1) 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後交付する。ただし、区長は補助事業の円滑な遂行のため必要があると認めるときは、規則第5条第1項の規定により交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- (2) 補助事業者は、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金交付請求書(様式第11号)に堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して7日以内に、補助金の交付請求を区長に対して行わなければならない。
- (3) 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金交付請求書に堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金交付決定通知書又は堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内に、補助金の交付請求を区長に対して行わなければならない。
- (4) 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、補助金の実績報告を行う際に、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金精算書(様式第12号)を提出しなければならない。
- (5) 補助事業者は、(4)により堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金精算書を提出した場合において、交付を受けるべき補助金の額を超える補助金を既に交付されているときは、堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金返納・返還命令通知書(様式第13号)に定めるところにより、それを返納しなければならない。

### 1.5 財産の処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得した財産を、区長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

#### 1.6 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

##### 附 則

##### （施行日）

- 1 この要綱は、令和3年12月22日から施行する。  
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 財産の処分の制限について、15の規定は第2項の規定にかかわらず、同項の規定する日後も、なお効力を有する。

別表1

地域住民が利用する地域コミュニティの拠点施設	
1	小学校区内住民の地域活動の拠点となる集会施設（以下、「地域会館」という。）
2	地域会館の存在しない校区自治連合会においては、校区自治連合会加盟単位自治会が所有する集会施設のうち校区自治連合会が指定する館

別表2

	区分	補助対象経費	補助対象
1	工事関連経費	Wi-Fi環境整備に必要な経費	①回線工事 ②機器設置工事
2	機器関連経費	Wi-Fi環境整備に必要な経費	モバイルWi-Fi、ルーター、無線LAN中継器、アクセスポイント等の設置に必要な次の経費 ・機器等購入費 ・機器賃借料（月次の賃借料[初回のみ。二回目以降は含まない。]） Wi-Fiの管理で必要となるパソコン等
3	通信サービス関連経費	通信サービスの提供を受けることに必要な経費	①契約事務手数料 ②月次のプロバイダ料、回線使用料等[初回のみ。二回目以降は含まない。]

様式第1号

堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金交付申請書

年 月 日

区 長 殿

申請人

所在地

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

代表者職氏名

(申請人が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

代表者生年月日

代表者住所

堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金について、次のとおり補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助金交付額	円
申請理由	
経理担当者	
添付書類	1 役員情報届出書(法人の場合に限る。 2 収支予算書 3 業者から徴した見積書等の内容及び内訳が確認できる書類 4 その他区長が必要と認める書類

様式第3号

堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金収支予算書

団体名

収 入 (単位 円)

収入の種類	予算額	内容説明 (算出基礎等)
1		
2 堺市補助金	※	
3		
4		
収入合計		

支 出 (単位 円)

項 目	予算額	左のうち堺市 補助金充当額	内容説明 (算出基礎等)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

様式第8号

堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金実績報告書

年 月 日

区 長 殿

所在地

団体名

代表者職氏名

(代表者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金について、次のとおり関係書類を添えて、報告します。

交 付 決 定	年 月 日付け通知	第 号
補助金交付決定額	円	
実 績 の 概 要 (内容、効果等)		
添 付 書 類	<p>① 収支決算書</p> <p>② 補助対象経費に係るすべての支払を証する書類又は請求書等 請求内容のわかる書類の写し(請求書等の写しによるときは、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に支払を証する書類の写しを提出するものとする。)</p> <p>③ 発注した日が確認できる書類(契約書、発注書、申込書等)</p> <p>④ 事業を実施した事実が確認できる書類(工事内容が確認できる図面や納品書等の写し。)</p> <p>⑤ その他区長が必要と認める書類</p>	

様式第9号

堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金収支決算書

団体名

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	内容説明 (算出基礎等)
1		
2 堺市補助金	※	
3		
4		
収入合計		

支 出

(単位 円)

項 目	決算額	左のうち堺市 補助金充当額	内容説明 (算出基礎等)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

様式第11号

堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金交付請求書

年 月 日

区 長 殿

所在地

団体名

代表者職氏名

(代表者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金について、次のとおり請求します。

交付決定通知	年 月 日付け通知	第 号
補助金交付決定額	円	
確定通知	年 月 日付け通知	第 号
補助金確定通知額	円	
内 訳	既受領額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

- 1 堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金交付決定通知書若しくは堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金変更交付決定通知書又は堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金確定通知書の写しを添付すること。
- 2 補助金の交付請求の期日は、次のとおりとする。
  - (1) 確定払の場合  
補助金の額の確定通知を受けた日から起算して7日以内
  - (2) 概算払の場合  
補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内

様式第12号

堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金精算書

年 月 日

区 長 殿

所在地

団体名

代表者職氏名

(代表者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

堺市地域会館等へのWi-Fi環境整備支援事業補助金について、下記のとおり精算します。

記

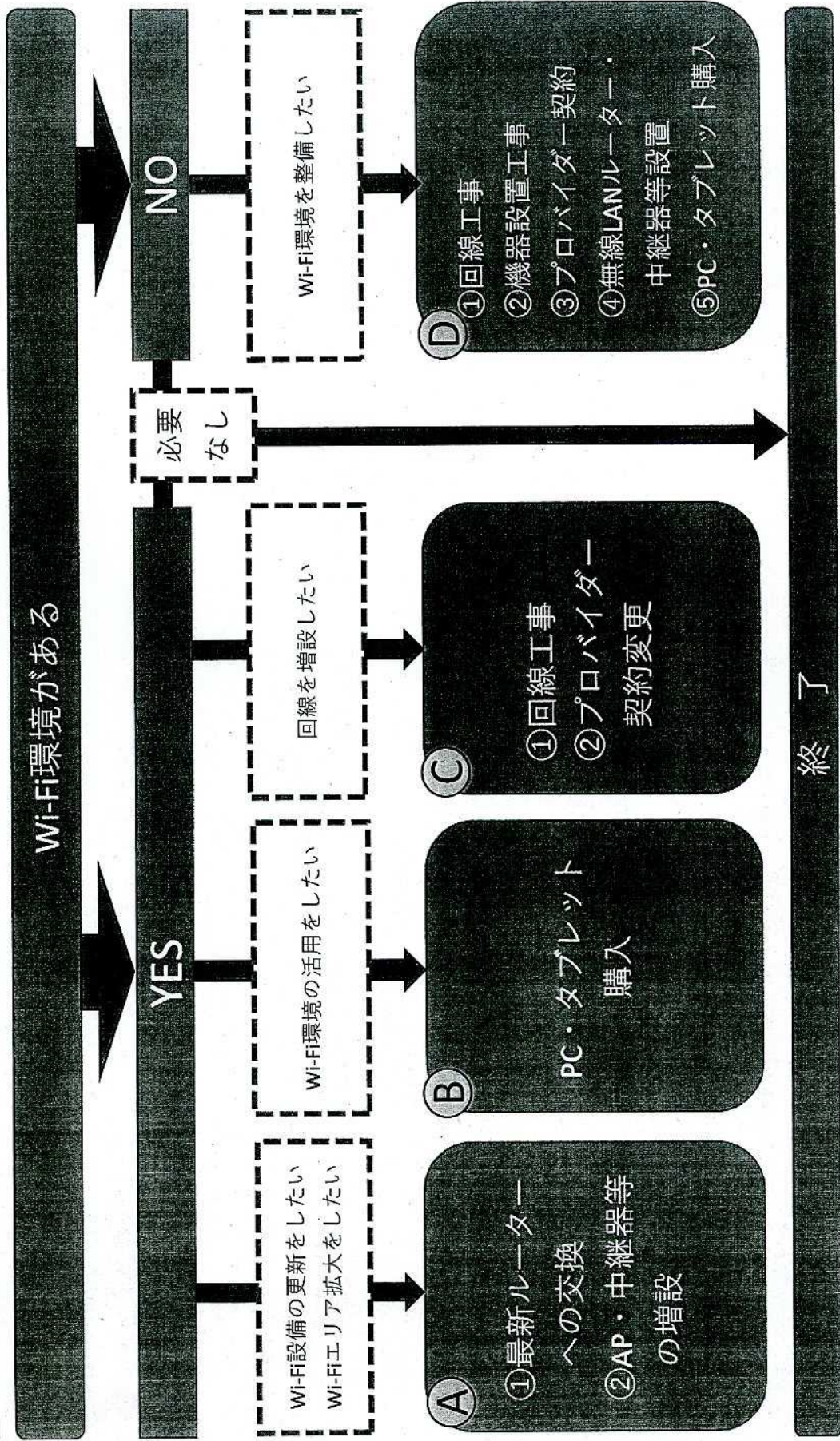
概算払額 円

精算額 円

---

不用額 円

# 赤坂台校区連合自治会



Ⓐ Ⓑ Ⓒ の組み合わせも可能

Ⓒ Ⓓ は請求日、支払日に注意

担当：川畑・山崎

令和 4 年 1 月 6 日

堺市南区自治連合協議会  
校区（地区）代表者 様

堺市上下水道局  
水道部 水道建設管理課  
建設整備担当課長

水道工事のお知らせについて

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は、上下水道整備事業にご協力賜り、誠にありがとうございます。  
さて、別添のとおり上水道管の布設工事を施工いたしますので、お知らせいたします。

（問合せ先）堺市上下水道局 水道部 水道建設管理課 （担当：阪谷）  
〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2  
TEL (072) 250-6267 (直通)  
FAX (072) 250-9195

堺市南区自治連合協議会  
校区（地区）代表者 様

堺市上下水道局

## 水道工事のお知らせ

このたび、下記のとおり、地震に強い水道管に布設替えする工事を行います。

近隣のみなさまには、工事に伴う通行規制、騒音や振動等の発生により、ご不便、ご迷惑をお掛けしますが、できる限り低減を図りながら施工しますので、ご理解、ご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。なお、工事のため断水する場合は事前に広報ビラ等でお知らせします。

また、「不具合等の発生で通報をいただいた場合」や「家屋調査や井戸調査等を実施する場合」を除き、建物の中に立ち入ることはありませんので、上下水道局をかたった悪質な訪問販売等にご注意ください。

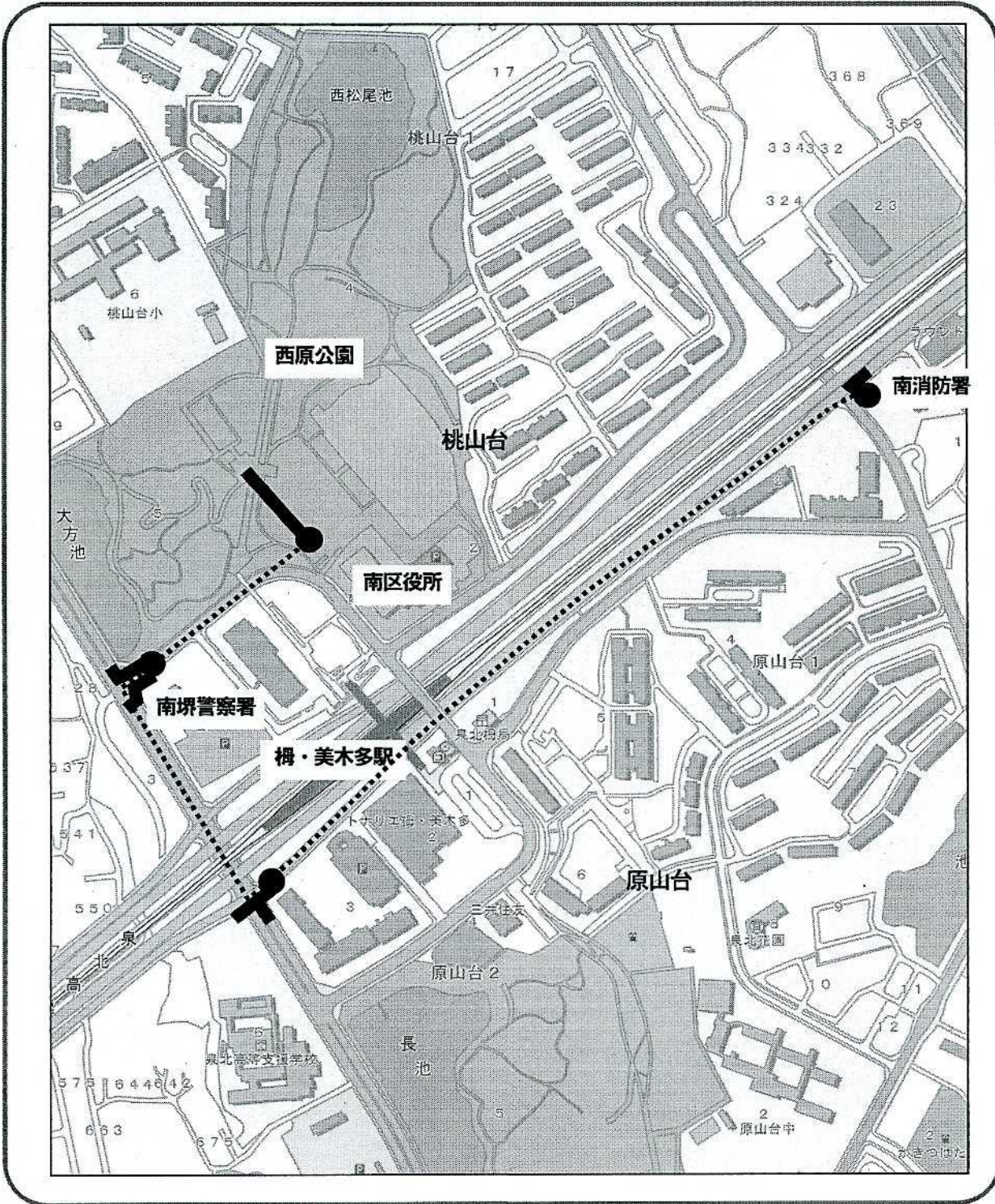
### 記




- 1 工 事 名 原山台ほか配水管布設工事 (工事番号： 153 )
- 2 工 事 場 所 堺市南区原山台ほか (右面の位置図をご参照ください。)
- 3 工 事 期 間 令和4年1月中旬～令和6年9月下旬（予定）
- 4 施 工 時 間 帯 昼間工事： 9時～ 17時（日曜及び祝日を除く）  
夜間工事： 21時～ 翌日の9時（日曜及び祝日の夜間を除く）
- 5 施 工 業 者 五大・ダイニ建設工事共同企業体
- 6 お 問 合 せ 堺市上下水道局 水道部  
(平日9:00～17:30) 担 当 者 阪谷 泰隆 TEL 072-250-6267  
(上記以外の時間) 堺市上下水道局お客様センター TEL 0570-02-1132

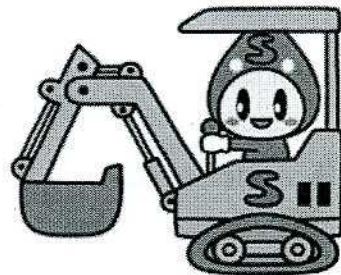
### 【お願い】

- 工事場所の一部建物におきまして家屋調査及び井戸調査を実施します。調査員は、堺市上下水道局が発行する「従事者証明書」を携帯していますので、必要な場合は提示を求めてください。
- 工事の円滑な施工に支障となりますので、路上駐車をしないようご協力願います。
- 水道工事完了後の舗装本復旧工事は、別途発注し、施工します。

【位置図】



- |   |                 |
|---|-----------------|
|  | 開削工事部 (掘削での工事)  |
|  | 非開削工事部 (シールド工事) |
|  | 立坑部             |



西下サ第2066-2号  
令和4年1月6日

堺市南区自治連合協議会  
校区（地区）代表者様

堺市 上下水道局 下水道管路部  
西部下水道サービスセンター課長

下水管（污水管）の改築工事について

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は、下水道整備事業にご協力賜り、誠にありがとうございます。  
さて、別添のとおり下水管の改築工事をいたしますので、ご案内申し上げます。

（問合せ先）

施工業者：株式会社 五大コーポレーション（担当：尾垣）  
〒590-0953 堺市堺区甲斐町4-2-20  
TEL（072）224-7137

堺市担当：堺市 上下水道局 下水道管路部  
西部下水道サービスセンター（担当：片岡）  
〒591-8031 堺市北区百舌鳥梅北町2-57-1  
上下水道局本庁舎南館3階  
TEL（072）250-4081（直通）

令和4年1月6日  
堺市上下水道局 下水道管路部  
西部下水道サービスセンター

堺市南区自治連合協議会  
校区(地区)代表者様

## 下水管工事についてのお知らせ

日頃は、本市下水道事業に格別のご協力・ご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、既設下水管の老朽化対策工事を下記のとおり実施することになりました。

つきましては、工事施工にあたって付近住民の皆様には何かとご迷惑・ご不便をおかけしますが、工事及び交通の安全に心掛けて十分に注意し、施工しますので皆様方のご理解とご協力をお願いします。

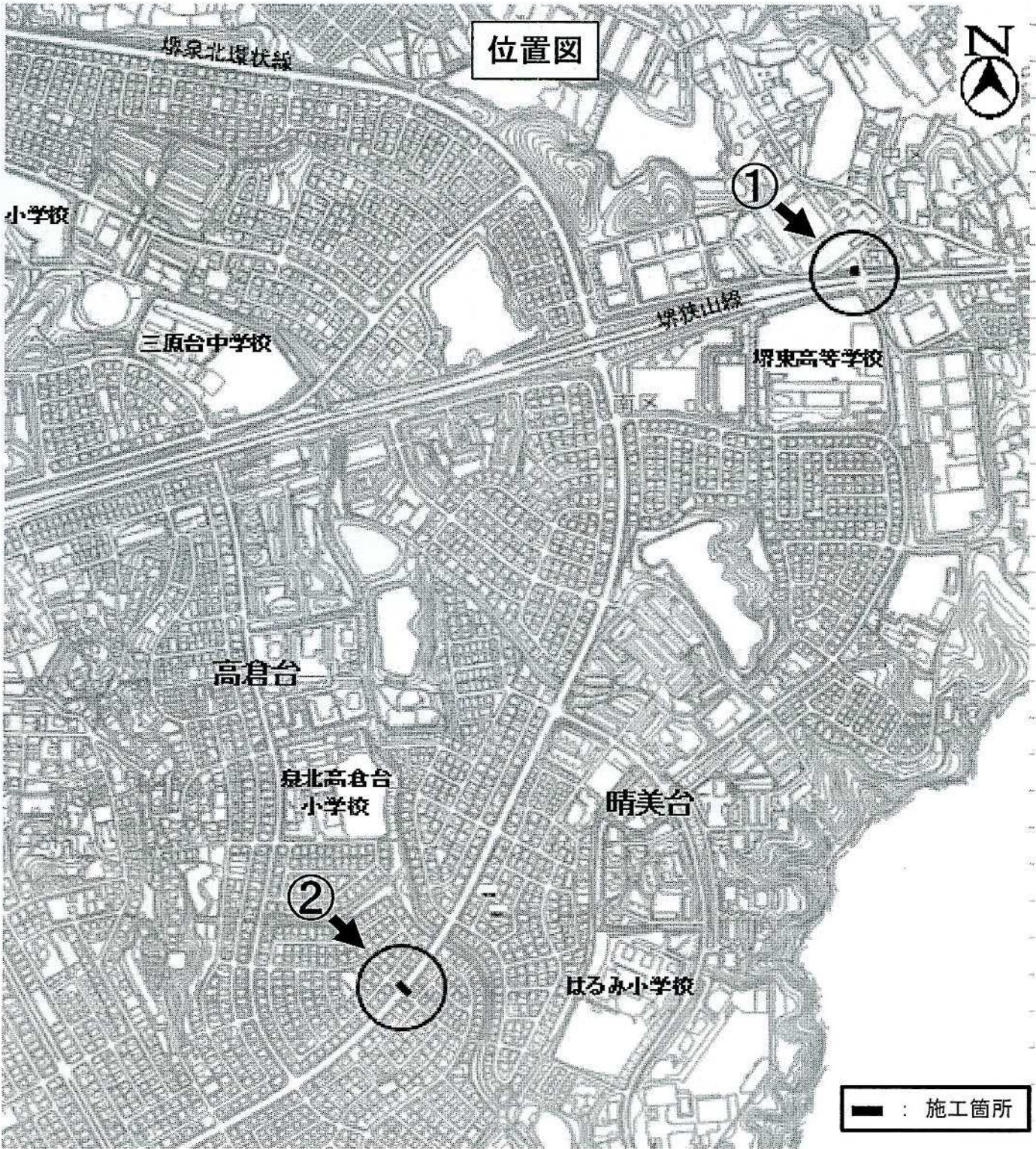
また、本工事は事前に下水管内の調査および清掃を実施した後、老朽化対策工事(管更生)を実施します。

なお、ご不明な点などございましたら下記担当までご連絡ください。

### 記

1. 工事名 三原台ほか下水管改築工事(3-21)
2. 工事場所 ① 堺市南区三原台  
② 堺市南区高倉台・晴美台
3. 工事期間 令和4年 1月下旬～令和4年 9月下旬(予定)  
上記期間は現場状況等により変更となる場合があります。  
上記期間のうち、1箇所の施工日数は数日程度です。  
工事着手前に、工事場所近辺には施工業者がお知らせを配布します。
4. 施工内容 事前調査・・・マンホールより下水管内に入り、管内の調査や清掃を行います。  
管更生工・・・マンホールより材料を搬入し管内の補強を行います。  
(調査の結果により、道路を掘削して一部の管を入替える可能性があります)
5. 施工方法 昼間工事(9:00～17:00)片側交互通行・車線規制  
夜間工事(22:00～6:00)片側交互通行・車線規制  
作業時間は進捗により若干変更となる場合があります。
6. 施工業者 株式会社 五大コーポレーション  
現場代理人 尾垣 直繁 TEL 072-224-7137
7. 連絡先 堺市上下水道局 下水道管路部 西部下水道サービスセンター 保全第三係  
担当者 片岡 正樹 TEL 072-250-4081

位置図



令和4年1月6日

南区自治連合協議会  
各校区（地区）代表者 様

南区長 佐 小 元 士

### 「要配慮者に対する避難所運営実地訓練」の開催について

平素は、南区政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、各校区（地区）自主防災組織の担当者（防災士等）を対象にした「要配慮者に対する避難所運営実地訓練」を開催いたします。

つきましては、別紙『要配慮者に対する避難所運営実地訓練』の申込書によりお申込みいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本事業については、3つの密を避けるなど新型コロナウイルス感染予防対策に十分配慮した形で、実施させていただきます。

#### 記

#### 1. 要配慮者に対する避難所運営実地訓練（推薦人数 各校区（地区）3名まで）

日 時 令和4年1月30日（日）午前9時30分～11時30分

※受付は体育館にて9時～開始します。

場 所 堺市立上神谷支援学校体育館及び教室

内 容

- ・要配慮者受入れ時の留意事項の説明
- ・在宅避難、車中泊のポイントなど
- ・福祉避難所の開設・運営実地訓練

申込み 別紙参加申込書に必要事項を記入の上、LINE WORKS、FAX、メールのいずれかで南区役所自治推進課までご提出ください。

締 切 令和4年1月20日（木） ※ 締切厳守でお願いします

注意事項

- ・新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用、手指消毒をお願いします。
- ・駐車場の台数には限りがあります。お近くの方はできるだけ、徒歩または自転車でお越しください。
- お車でお越しの際は、乗り合わせでのご来場をお願いします。
- ・防寒対策をしてご来場してください。
- ・会場は土足禁止です。上靴をお持ちください。
- ・お飲み物は各自でご用意をお願いいたします。
- ・天候や災害、諸事情等の理由により、やむを得ず中止となる可能性がございます。その場合、お申し込み時にご記載いただいた連絡先に、お電話等でご連絡差し上げます。

#### 【問合せ先】

堺市 南区役所 自治推進課

担当：川畑・中川・植村

TEL：072-290-1803 FAX：072-290-1814

E-mail：minamijisui@city.sakai.lg.jp

令和 年 月 日

南区長 様

校区（地区）名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

「要配慮者に対する避難所運営実地訓練」参加申込書

- ◆ 「要配慮者に対する避難所運営実地訓練」の参加について、下記の者を推薦します。

※各校区（地区）3名までとなります

フリガナ		電話番号	
氏名		住所	
フリガナ		電話番号	
氏名		住所	
フリガナ		電話番号	
氏名		住所	

- **ご提出期限** 令和4年1月20日（木）
- **FAX番号** 072 - 290 - 1814
- **E-mail** [minamijisui@city.sakai.lg.jp](mailto:minamijisui@city.sakai.lg.jp)

【問合せ先】

堺市 南区役所 自治推進課

担当：川畑・中川・植村

TEL：072-290-1803 FAX：072-290-1814

E-mail：minamijisui@city.sakai.lg.jp

堺南企総第 2090 号  
令和 4 年 1 月 6 日

堺市南区自治連合協議会  
校区（地区）代表者 様

堺市南区長 佐小 元士

令和 3 年度堺市南区政策会議 第 1 回各部会及び全体会について（ご報告）

時下、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
標題の件につきまして、堺市南区政策会議第 1 回各部会及び全体会の内容をご報告申し上げます。

## 記

- 1 第 1 回各部会の報告について
  - (1) 第 1 回育ち学び充実・健康長寿推進部会 ※オンライン
    - ①開催日：令和 3 年 9 月 22 日（水）
    - ②内 容：別紙 1 を参照ください
  - (2) 第 1 回ブランド戦略推進・魅力創造部会 ※オンライン
    - ①開催日：令和 3 年 9 月 29 日（水）
    - ②内 容：別紙 2 を参照ください
  - (3) 第 1 回安全安心創出・未来共創推進部会
    - ①開催日：令和 3 年 10 月 4 日（月）
    - ②内 容：別紙 3 を参照ください
- 2 第 1 回全体会の報告について
  - ①開催日：令和 3 年 10 月 15 日（金）
  - ②内 容：別紙 4 を参照ください
- 3 参考資料  
令和 3・4 年度堺市南区政策会議構成員名簿（部会別）

【問合せ先】〒590-0141 堺市南区桃山台 1 丁 1 番 1 号  
南区役所区政企画室 喜多、内山、高井  
TEL：072-290-1805 FAX：072-290-1814  
電子メールアドレス minamikiso@city.sakai.lg.jp

## 第 1 回育ち学び充実・健康長寿推進部会の報告

### (1) 部会長及び職務代理者の選出について

部会長：松久眞実氏 職務代理者：大島知子氏

### (2) 「南区子ども家庭支援対策事業」(拡充)の事前評価について(資料 1 参照)

#### 〈主な意見〉

- 子どもの生き抜く力を育成する講演やワークショップを実施しても、不登校の子どもや親など当事者は参加できていないのではないかと。当事者や学校とのつながりが少ない家庭に情報を届け、参加してもらうしかけを考える必要がある。
- 子どもの不登校について、地域での発見や見守りなど、地域との連携が必要である。
- 研修などの内容をオンデマンドで配信するようなシステムをつくってはどうか。よりたくさんの方に知っていただけるようになると思う。

以上のご意見を踏まえ、南区子ども家庭支援対策事業に取り組んでいただきたい。

### (3) テーマ「教育と福祉の連携による子どもの生き抜く力の育成や新たな連携モデルの構築並びに健康寿命の延伸などについて」

#### ○ 「自己肯定感」及び「自己有用感」の醸成について

#### 〈主な意見〉

- 意識的に子どもを生かし、いいところをほめる。声かけ一つによって子どもの心が変わることがある。フィードバックにより保護者と喜びを分かち合い、子どもも親もつなげて輪にしていくことが重要である。
- 身体的暴力やネグレクトという虐待もあるが、大学生の場合、学費の面で頼らざるを得ない場合が多く、親からの期待により本来の希望とは異なる進路を選んだというような教育虐待、心理的虐待というものもあると感じる。
- 先生から「上手に育てていますね」や「今日、こんなことがあったんですよ」と声をかけられるたびに、親としての自己肯定感が上がっていった。乳幼児や学童期最初のころは親の自尊感情を高めることも大事だと思う。
- 教育は一生続くものであり、子ども時代にどんな環境を与えるかが大事だと思う。子どもと高齢者とが交流する中では多くのことを学ぶことができ、そういった場は貴重である。
- ボランティア活動などをとおして、いろいろな方に感謝されたりするとうれしく、自己肯定感につながると思う。
- 高校生くらいになると、いじめなどによる自尊感情の低さを取り除くことは難しいことだと思う。子の悩みは親の悩み、親をケアできるシステムがあればと思う。

#### 〈まとめ〉

親をどう支えるかということが大きく、愛着に問題を抱えた保護者に対して、丁寧なアプローチが必要である。子どもだけでなく、親の自己肯定感を育むことも必要であり、また、誰かの役に立つということで自己肯定感を育むのではないかと考える。

## 堺市南区施策・事業等概要シート

所属名 : 南区 子育て支援課

部 会 : 育ち学び充実・健康長寿推進部会

施策・事業名称	南区子ども家庭支援対策事業			(拡充)
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南区は、堺市南区基本計画に基づき、ひとがいきいきと輝き、健やかに成長することができる都市をめざす。</li> <li>・南区では子育て支援課に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもの福祉の充実に取り組んでいるところであり、これまでも別紙とおり事業を実施してきたところである。</li> <li>・一方で、未だ虐待や不適切な養育環境に置かれている子どもや、子育てに悩みを抱えている保護者は存在する。</li> <li>・そこで、子どもの生き抜く力を養成する事業を展開し、南区の子育て・教育環境を充実させるためには、地域、区内教育関係機関との一層の連携強化を図る必要がある。</li> </ul>			
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や、その子どもにアプローチし、虐待や不適切な養育環境を改善するために、地域、区内教育等関係機関と一層の連携強化を図る。</li> </ul>			
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを取り巻く新たな課題に、地域、区内教育機関、区役所等が連携して、区内の子どもの生き抜く力を育成する。</li> </ul> 【主な取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの生き抜く力を育成する事業を展開する。</li> <li>・前向きな子育て支援(例: 自分を大切にする気持ちを醸成させる。)が実践できる支援者を養成する。</li> <li>・地域の子育てにかかる団体及び区内学校等関係機関との連携研修を実施する。</li> </ul>			
目標 (指標)	虐待通告件数			
スケジュール	【経過(～令和2年度)】	【令和3年度】	【今後予定(令和4年度～)】	
	・区内教育機関等との連携研修事業	→	→	
	・前向き子育て応援事業実施	→	→	
		・子どもの生き抜く力を育成するワークショップ事業の試行実施	・子どもの生き抜く力を育成するワークショップ事業実施	
特記事項				
堺市南区基本計画	関連する基本方針		関連する重点施策	
	2 ひとがいきいきと輝き、健やかに成長することができる都市		子育て支援・教育環境の充実	
SDGs	最も関連するゴール 1	最も関連するゴール 2	最も関連するゴール 3	
	4 質の高い教育をみんなに			

## 第 1 回ブランド戦略推進・魅力創造部会の報告

## (1) 部会長及び職務代理者の選出について

部会長：橋爪紳也氏 職務代理者：西村保廣氏

## (2) 「南区スマート区役所事業」(拡充)の事前評価について(資料 2 参照)

## 〈主な意見〉

- 高齢者等、デジタルに不慣れな人に配慮して、ICT を導入する際には、コストがかかるかもしれないがきちんとサポートを行い、やさしい区役所を実現してほしい。
- 情報を共有する方法も若年層と高齢者では異なることから、デジタルとアナログの混在する形が必要である。例えば Twitter とそれに連動したアナログの掲示板が実現できればと思う。また、区役所やサービス機能を備えたサテライト施設が点在するようになればエリアイノベーションだと思う。
- SNS の活用の中では、双方向型というのが必要になってくる。市民同士のつながりや子育て家庭の交流など仕掛けが必要である。
- スマート区役所やスマートシティを推進するうえで、セキュリティ上の問題を解決することが重要である。
- 民間の取組と速度を合わせ、ロードマップにおける目標年次にこだわらず、臨機応変に前倒しすべきものがあれば前倒しすべきである。

以上のご意見を踏まえ、南区スマート区役所事業に取り組んでいただきたい。

## (3) テーマ「スマート区役所、スマートシティ、南区ブランド戦略の推進などについて」

## ○「南区ブランド戦略の推進」及び「新たなブランドの創出」について

## 〈主な意見〉

- 「Play SENBOKU」というコンセプトは素敵である。「面白い」「わくわくする」という感情に訴えてブランディングすべきである。
- 泉北のもともと持っている強みをいかした資源の選択と集中がやや弱い。南区は 65 歳以上の人口が多く、貴重な財産の一つであり、そこを強める必要がある。南区としてのオリジナリティを持つためにどこに注力すべきかを議論すべきである。
- 人口を増やすということだけではなく、多世代が暮らす地域をめざすことが重要であるが、若い世代をいかに呼び込むかも大切な論点である。
- 現状のままではなく、常に新しいものを生み出していくことが不可欠であり、新しいものがどんどん生まれる状態そのものが南区のブランド力になると思う。

## 〈まとめ〉

歴史を大事にしながら、常に新しいものを生み出していくことが不可欠である。若い世代を呼び込むこと、そして、イノベティブが今回のブランディング及びスマート区役所のキーワードになると考える。

## 堺市南区施策・事業等概要シート

所属名 : 区政企画室

部 会 : ブランド戦略・魅力創造部会

施策・事業名称	南区スマート区役所事業			(拡充)
現状・課題	<p>・人口減少・超高齢化社会の進展により、生産年齢人口が減少する中、これまでの区役所機能を維持・拡充するためには、区役所の申請・届出にかかる人的時間を縮減させる取組などにより、区民の利便性を向上させる必要がある。</p> <p>・さらに、新型コロナウイルス感染症対策のためにも、庁舎内での滞留時間を減少させ、混雑を緩和し、感染予防の行動を徹底しなければならない。</p> <p>・令和2年度より「スマート区役所事業」に取り組んでおり、取組方針や取組計画をまとめたロードマップを策定した。ロードマップに基づき、取組を推進している。</p>			
目的	<p>・ICT 等の先端技術の導入とすべての人にとってやさしい空間の創造により、安全・安心で高機能な区民サービスを提供する未来型区役所の推進</p> <p>・スマート区役所の取組を通じ、泉北ニュータウン地域におけるスマートシティの推進</p>			
内容	<p>現在取り組んでいる「来庁予約システムの導入」、「窓口待ち人数の配信」、「窓口支援システムの活用」、「SNS等の活用による情報発信」のほか、新規取組として下記取組を実施予定</p> <p>・市民サービスの向上を図ることを目的として、区役所駐車場の混雑状況を HP 等を通じてリアルタイムで発信する取組を実施</p> <p>・南区役所庁舎の「サイン」「動線」を検証し、新型コロナウイルス感染症対策やユニバーサルデザインを踏まえた庁舎環境の整備に向け、サインリニューアルを実施</p>			
目標 (指標)	スマート区役所事業進捗率			
スケジュール	【経過(～令和2年度)】	【令和3年度】	【今後予定(令和4年度～)】	
	<p>・来庁予約システムの導入(みみちゃんルーム、南区テレワークオフィス)</p> <p>・南区テレワークオフィスの開設</p>	<p>・おくやみ申請サポートコーナー開設(窓口支援システムの活用)</p> <p>・情報発信サイネージの設置</p> <p>・SNS マチマチ連携</p> <p>・YouTube チャンネル開設</p>	<p>・駐車場における混雑状況の可視化</p> <p>・庁内におけるサインリニューアル</p> <p>・窓口支援システムの活用拡充</p>	
特記事項				
堺市南区基本計画	関連する基本方針		関連する重点施策	
	3 ひとが未来へと紡ぎ、魅力と誇りを育むことができる都市		「スマート区役所」の実現	
SDGs	最も関連するゴール 1	最も関連するゴール 2	最も関連するゴール 3	
	11 住み続けられるまちづくりを	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	17 パートナリシップで目標を達成しよう	

## 第1回安全安心創出・未来共創推進部会の報告

## (1) 部会長及び職務代理者の選出について

部会長：近藤誠司氏 職務代理者：岸本啓司氏

## (2) 「南区防災活動支援事業」(拡充)の事前評価について(資料3参照)

## 〈主な意見〉

- 福祉避難所について一般の避難所との違いなど、認知を上げる必要がある。
- 一般の避難所から福祉避難所へのつながり方、地域のかかわり方がわからない。
- 情報が届きにくい方に対し情報を受信していただくための工夫が必要である。
- 区民全体の避難のあり方を考え、自宅避難や車避難といった方法も組み合わせることにより、もっとも弱い立場の方を守るための福祉的な避難を考える必要がある。
- 要配慮の方がどこにいるのかの把握が重要であり、障害の状況により異なる課題がある。
- 地域で防災士の資格を取得した者に対して、継続的な研修をぜひやってもらいたい。
- 自治会で実施している防災訓練に対し専門家に評価、アドバイス、問題点の指摘をいただきたい。
- 災害時の状況を踏まえた具体的な想定をして訓練を行い、効果検証を行うことも必要である。

以上のご意見を踏まえ、南区防災活動支援事業に取り組んでいただきたい。

## (3) テーマ「人や環境にやさしく、安全・安心で快適に暮らせる都市環境の形成などについて」

## ○地域との共創による防災対策について

## 〈主な意見〉

- 校区の避難所とは別の避難所の方が逃げやすいことがある。今ある避難所以外の場所も含め、実際どこに避難できるのか。一番逃げやすいところに逃げようという考え方で、実際の人の移動を考える必要がある。
- 離れた自治会同士でペアを組んで助け合う方法がある。
- 防災のことを一つの起爆剤にして、地域のつながりや一人一人のつながりを強めていくことが重要である。つながりがある地域が防災にも強いのではないか。
- 「共助」では、人と人が協力するその仕組みをどうつくるかが大事である。

## 〈まとめ〉

「共助」は、人と人が協力するその仕組みをどうつくるかということだと思ふ。災害時だけでなく、日ごろからのつながりが重要である、そして、防災について考えること自体を起爆剤として、地域のつながりをより深めていく。つながりが無いとまち全体が強くならないと考える。

## 堺市南区施策・事業等概要シート

所属名 : 南区役所自治推進課

部 会 : 安全安心創出・未来共創推進部会

施策・事業名称	南区防災活動支援事業			(拡充)
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、台風や大雨による風水害や大規模地震の発生等を受け、各校区において、防災に対する関心や意識が高まっている。</li> <li>・一方、南区内で共助の役割を担う各校区の自主防災組織においては、役員の高齢化により、防災分野における次世代担い手が不足しており、その育成が求められている。</li> <li>・令和元年度に「防災士養成講座」、令和2年度に「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設訓練」を実施し、防災分野の次世代担い手育成を進めている。</li> </ul>			
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校区(地区)において役員の高齢化が進む中、防災分野において共助の中心的な役割を担う防災士の育成</li> <li>・防災士育成の取組を通じ、南区自治連合協議会の各地域の安全・安心なまちづくりの推進</li> </ul>			
内容	<p>これまでに取り組んでいる「防災士養成講座」、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設訓練」のほか、令和3年度に「福祉避難所開設訓練(案)」を実施し、今後は「高齢者や障害者などに配慮した防災講習会等」を実施予定</p>			
目標 (指標)	各校区防災訓練実施回数(防災力向上に向けた講習や勉強会を含む。)			
スケジュール	【経過(～令和2年度)】	【令和3年度】	【今後予定(令和4年度～)】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・防災士養成講座の開催</li> <li>・新型コロナウイルスに対応した新しい避難所開設講習会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・福祉避難所開設訓練(案)の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・高齢者や障害者などに配慮した防災講習会等の開催</li> </ul>	
特記事項				
堺市南区基本計画	関連する基本方針		関連する重点施策	
	1 ひとが絆を結び、安全・安心で快適に暮らすことができる都市		災害に強く安心して快適に暮らせる都市環境の形成	
SDGs	最も関連するゴール 1	最も関連するゴール 2	最も関連するゴール 3	
	11 住み続けられるまちづくりを			

## 第1回全体会の報告

### (1) 座長及び職務代理者の選出について

座長：橋爪紳也氏 職務代理者：松久眞実氏

### (2) 各部会の報告について

#### ①第1回安全安心創出・未来共創推進部会の報告（近藤部会長より報告）

- 別紙3の内容と部会のまとめを報告

##### 【部会のまとめ】

防災と福祉、防災とまちづくり、どっちから先に入るかと考えた場合に、防災、防災というところ、結構及び腰になってしまうところもある。安全・安心の分野はみんなが当事者にならざるを得ないので、あえて防災の問題に取り組んで、それをてこにして地域づくりを行ってはどうか。

安全安心の取組が、南区の活性化につながるようなやり方がないか。まさにブランディング、こんなに安全で安心なまちだといいな、そういうふうにつながっていけないか、そういう相乗効果を狙えるような、筋道を探っていけたらと思う。

#### ②第1回育ち学び充実・健康長寿推進部会の報告（松久部会長より報告）

- 別紙1の内容と部会のまとめを報告

##### 【部会のまとめ】

愛着の問題を抱えている保護者も多くなってきている。子どもを支えるとともに、やはり保護者へのサポート、ケア、丁寧なアプローチが必要である。少し話を聞いてもらったり、親同士で集まったり、何日間か子育てから離れる時間をつくるなど、少しのことで乗り越えられる親もいる。同時に、親の自己肯定感を育むことにより、子どもの自己肯定感が高まるよい循環が親子の間に生まれる。誰かの役に立つということで、自己肯定感がより一層育まれるといった議論を行えた。

#### ③第1回ブランド戦略推進・魅力創造部会の報告（橋爪部会長より報告）

- 別紙2の内容と部会のまとめを報告

##### 【部会のまとめ】

会議での意見をまとめると、歴史を大事にしながら常に新しいものを生み出し、多様な方々、若い世代を含めて呼び込むような南区にしたいということに集約できる。また、「イノベティブ」が堺市全体の将来構想のキーワードになっている。具体的なイメージがわきにくいかとは思いますが、イノベティブな地域づくり、あるいはイノベティブな区役所を進めていくということが重要だと思う。

### (3) 堺スマートシティ戦略について説明（政策企画部先進事業担当課長より以下の項目について説明）

- 堺スマートシティ戦略の概要説明
- SENBOKU スマートシティ構想について
- スマートシティとは何なのか
- 堺市南区基本計画とスマートシティとの関係性
- スマートシティの取組について

## 令和3・4年度堺市南区政策会議構成員名簿(部会別)

(構成員区分内 50音順)

## ○安全安心創出・未来共創推進部会(堺市南区基本計画:基本方針1)

構成員の区分	役職	氏名
(1) 南区内で公益的活動を行う者	南ブロックこども会育成協議会副会長	大 橋 眞 恵
	堺市南区民生委員児童委員協議会会長	金 子 美 暉 子
	堺市南区自治連合協議会会長	○ 岸 本 啓 司
(2) 公募に応じた者	一般	福 井 恵 美 子
(3) 学識経験者その他専門的知識を有する者	関西大学社会安全学部准教授	◎ 近 藤 誠 司
(4) 南区内で教育に関わる者	堺市立榎塚台小学校長	二 橋 崇 浩
(5) 南区内で事業経営に関わる者	ビッグ・アイ国際障害者交流センター副館長	鈴 木 京 子
	大阪堺地区郵便局長会泉北部会部会長	野 崎 直 人
	栂美木多駅前郵便局長	
(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当と認める者	桃山学院教育大学 学生	正 木 葵

## ○育ち学び充実・健康長寿推進部会(堺市南区基本計画:基本方針2)

構成員の区分	役職	氏名
(1) 南区内で公益的活動を行う者	堺市南区校区福祉委員会会長	○ 大 島 知 子
	子ども応援プラットフォーム「ココ×カラ」参加団体「ひとつむぎ」代表	小 林 晶 子
(2) 公募に応じた者	—	—
(3) 学識経験者その他専門的知識を有する者	帝塚山学院大学 食物栄養学科専任講師	新 野 弘 美
	桃山学院教育大学 人間教育学部人間教育学科教授	□ 松 久 眞 実 ◎
(4) 南区内で教育に関わる者	堺市立上神谷支援学校長	徳 和 則
	幼保連携型認定こども園泉北園園長	中 辻 忠 行
	堺市立庭代台中学校長	山 口 和 宏
(5) 南区内で事業経営に関わる者	—	—
(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当と認める者	帝塚山学院大学 学生	栂 場 泉

## ○ブランド戦略推進・魅力創造部会(堺市南区基本計画:基本方針3)

構成員の区分	役職	氏名
(1) 南区内で公益的活動を行う者	「泉北をつむぐまちとわたしプロジェクト」参加団体 「だんじりキッチン」企画代表	西 恭 利
	堺市南区青少年指導員会南区会長	○ 西 村 保 廣
(2) 公募に応じた者	一般	檜 本 多 加 三
(3) 学識経験者その他専門的知識を有する者	大阪府立大学研究推進機構特別教授	■ 橋 爪 紳 也 ◎
	大阪府立大学観光産業戦略研究所長	
(4) 南区内で教育に関わる者	—	—
(5) 南区内で事業経営に関わる者	南海電気鉄道株式会社 まち共創本部 泉北事業部課長	今 中 未 余 子
	株式会社高島屋泉北店営業推進部政策担当課長	大 嶋 元
	西日本電信電話株式会社堺市 ICT 推進室長	坂 本 竜 哉
(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当と認める者	桃山学院教育大学 学生	藤 原 夢 姫

■全体会座長 □全体会職務代理者 ◎部会長 ○職務代理者

堺南企総第 2090 号  
令和 4 年 1 月 6 日

堺市南区自治連合協議会  
校区（地区）代表者 様

堺市南区長 佐小 元士

令和 3 年度堺市南区政策会議 第 2 回各部会開催及び傍聴のご案内について

時下、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
標題の件につきまして、下記のとおり第 2 回各部会を開催いたします。  
つきましては、傍聴についてご案内いたします。

記

○令和 4 年 1 月 24 日（月）

第 2 回安全安心創出・未来共創推進部会（基本方針 1）

○令和 4 年 2 月 1 日（火）

第 2 回ブランド戦略推進・魅力創造部会（基本方針 3）

○令和 4 年 2 月 10 日（木）

第 2 回育ち学び充実・健康長寿推進部会（基本方針 2）

【各部会共通】

時 間：午後 6 時 30 分から

場 所：南区役所 2 階 201・202 会議室

テーマ：堺市南区基本計画の基本方針の推進に向けた各テーマについて

傍 聴：先着 5 人。傍聴を希望する方は開始 30～10 分前までに直接会場へ

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、書面開催や中止となる場合があります。

【問合せ先】〒590-0141 堺市南区桃山台 1 丁 1 番 1 号  
南区役所区政企画室 喜多、内山、高井  
TEL：072-290-1805 FAX：072-290-1814  
電子メールアドレス minamikiso@city.sakai.lg.jp

## 第1回 泉北ニューデザイン推進委員会の報告について

令和3年12月3日、校区代表者会議終了後に開催した「泉北ニューデザイン推進委員会」の内容について、以下のとおり報告します。

- 1 委員 ◎岸本（三原台）、○鹿渕（新檜尾台）、田中（美木多）、榎（上神谷）、  
太田（竹城台）、西上（桃山台）、小田（城山台）、丸田（原山台）、  
松浦（庭代台）、戎谷（御池台）  
(◎は委員長、○は副委員長)

### 2 内容

- (1) 副委員長の選任
- (2) 泉北ニューデザイン推進室より「SENBOKU New Design」について概要説明
- (3) 意見交換

#### 【意見交換でのおもな意見】

- 「SENBOKU New Design」（以下、「デザイン」と記載。）が10年後に実現できるという確信はあるのか。
- 泉北ニュータウン（以下、「NT」と記載。）は、若い世代の流出、買い物困難、高齢者の移動手段などの問題を抱えており、住み続けられないまちになっている。これらをどうしていくかを市が具体化し、住民の意向も聞き、NTを再構築していくことが本来の市民生活を守るデザインである。
- このデザインは、ほぼNTのこととなっている。住みにくさでは、旧村はNTよりもっと先をいっている。デザインに「～泉北NTの価値を高め、次世代に引き継ぐ～」と記載しているのであれば、旧村を含む南区全体としてまちづくりを考えていただきたい。
- 10年後には若い世代が暮らすまちをと言っているが、当たり前の話で、このような文言を入れなくても、今、住んでいる高齢者が家売り、施設に入居する年齢であるため、このようなデザインを作成しなくても若い世代は間違いなくNTに移って来る。
- 泉北NT再生室があったが、NTの商店街がこれだけ疲弊するまで何もしてくれなかった。近隣センターの活性化の図面を掲載しているが、誰がこのようなことをしてくれるのか。

- 自治会は、高齢化により退会者が増え、加入率が下がっていく中でも、コミュニティを形成し、災害などがあった場合は、自治会が住民を守っていかなくてはならない。私たち自治会は地域のためにボランティアで一生懸命コミュニティを作って頑張っている。
- デザインなので良いことをたくさん書いていただいております、そうなればいいと思うが、今、NT、南区がどういうことで一番困っているのかをもっと考えてほしい。
- デザインの策定に関わった委員の一部の方しか、南区のことを分かっていないのでは。大学の教授が策定したということであれば聞こえは良いが、もっと地元のことを理解している方が委員となって一緒に策定しなければ絵に描いた餅になってしまう。
- 10年前の再生指針は、良いことを書いているがほぼ実現できていない。
- VI章に計画管理の流れ、事業の検証・評価の指標設定について書かれているが、実施する方法や実現するにはどのようにしていくかが全く書かれていない。デザインを作った以上、実現するための行動指針みたいなものをもっと書き込む必要があるのでは。  
例えば 12 分野に該当する団体や人達を集め、こういうことをしたいのでアクションを起こしてくれないか、みたいな実現的のことを書かなければ全く進まないと思う。  
そうした方々が地域で活動していくわけなので、自治連と協働でそのアクションプランを作り、その方法や年次計画をデザインに書き込まないと、2年後、3年後に全く進んでいかないと思う。
- 「公共交通の利便性向上による維持及び確保」についてだが、市から南海バスに対し、バスの増便等の要望をしていくのか。本当の意味でのまちづくりは、高齢化が進んでいく中で公共交通機関の役割を考えることは重要である。南海バスに頼るのでなく、市営バスを作るなど、それくらいの感覚が必要では。
- NTは大阪府が計画的に作ったまちであるが、その時代は終わった、役割を終えたと思う。次の50年間をどうするのか、今から行政が無理してデザインを策定しても、役割を終えたものを再生させようとするのは無理だと思う。
- 現在、NTは市場原理で動いている。一戸建て住宅が売り出され、また、敷地の広い高価な住宅は、半分にして売り出されている。安価であれば放っておいても住宅を購入するため、若者を誘導などと言う必要はない。
- 実現できないデザインを策定するより、行政は何ができるのかを考えるべきであって、すべきことは「インフラ（水道・ガス・道路）の確保」と「緑が豊かなまち」であるということ。堺市の公有地は売却せず、何に使えるか分からないが置いておくことが重要である。

○ 行政が地域を運営する立場であるが、デザインが法律、条令、議決に基づいて計画を決めるという性質ではないため、我々が意見を言っても手ごたえがない。

○ 行政として計画をどのように立てているかということが、我々にはわからない。また議会もデザインをどのように判断しているのかわからない。つまり権威付けがどうなされているか不明である。そうしたことを含めて関係者の方に説明をしていただきたい。

○ デザインを策定するにあたり、NTだけでなく旧村を含む南区全体のものであると言ってきた。絵にかいた餅を食べられるようにするのは我々である。ひとつずつどうしていくかの話し合いが必要である。デザインには不服不満があるが、これは理想であり、これに向けて行くのか、現状だけを変えていくのかという問題である。皆さんは現状を変えていこうと言っているが、そうではなく順番に変えていかないと出てくるところがある。これらを踏まえ、自身の校区の問題でなく、南区としての意見を出していく必要がある。

◇ 堺市の様々な計画については、どういう施策を実施していくかを書き込み、それぞれKPIを設定することがルールとなっている。このデザインとは何かというと、位置づけは計画でなく、構想、ビジョンであって、「将来のまちがこういうふうになっていたらいいなあ」という理念や将来像を皆さんと共有するためのものと思っていただきたい。

具体的に何を実施するかについては、いろいろな選択肢があり、非常に難しいことや、少しの工夫でできることもある。NTがどんなまちになっていたら良いかということを行行政だけでなく、住民や事業者とともに、今後、NTが向かう方向性を共有するためのものと理解していただきたい。

デザインだけでは何も進まないと思っている。例えばP36の住まいだと、「将来こういうまちになっていたらいいなあ」ということをここでは書いている。それを実行するためにどういうことをしていけばいいか、それぞれの「取組方針」を記載しており、その取組方針の下に「取組例」を記載している。これは例なので、考えられる様々な事を書いている。これらがすべて10年間で実現できるのかというとそうではなく、実現可能な部分、費用がかかる部分等を整理したうえで進めていきたい。

NTの課題は理解している。近隣センターでいうとそれぞれでいろいろな事情があり、再編が動き始めているところとそうでないところがある。

※ 次回は、『買物難民』をテーマとして進めていく。

※ 今回は、泉北ニューデザイン推進室に来ていただいたが、今後、他の部署にも関連があればお越しいただく。

以上